

清第33号

令和8年4月10日

各自治会長 様
各町内会長 様

山口市長 伊藤和貴
(公印省略)

令和8年度春季清掃月間の実施について（お知らせ）

新緑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本市環境行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では今年度も春季清掃月間を設け、別添の実施要領により実施することとしております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴自治（町内）会での御周知等につきまして御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

自治（町内）会の役員を変更される場合は、提出書類等の引継ぎをお願いいたします。

なお、令和8年4月から下記のとおり、地区清掃の所管が変更となり、地区清掃実施の報告につきましては、清掃事務所（fax083-927-1710）へ提出いただきますようお願いいたします。

記

（変更後の所管）

令和8年度
清掃事務所

（変更前の所管）

令和7年度
資源循環推進課

山口市 環境部 清掃事務所
担当 岩瀬
TEL 083-927-1770
FAX 083-927-1710
E-mail seso@city.yamaguchi.lg.jp

町内会等清掃活動報告書

FAX可

清掃事務所 (fax083-927-1710) (山口市北部地域)
 環境衛生課南部衛生担当 (fax083-973-8194) (山口市南部地域)

※太枠の中を記入してください。

町内会名 (団体名)		受付番号
責 任 者	氏 名 電話番号	受付 月 日
清 掃 日	月 日	収集 月 日
ごみ等の量 (おおよその量を記入 してください。 量は、ごみ袋〇個 軽トラ〇台分でも可)	不燃物(土砂)…● ※大きな石は回収できません。 kg	収集実績 kg
	不燃物(土砂以外のもの)…× kg	 kg
	可燃物(草など)…△ kg	 kg
(注)上記の3種類に分けて集積してください。		その他()

集積場の見取り図 集積場所数〔 _____ 箇所〕

※ごみの集積場所に記号の記入をお願いします。
 不燃物(土砂)は●、不燃物(土砂以外のもの)は×、可燃物(草など)は△

※回収しやすい場所への集積と
 集積場所の集約にご協力をお
 願いします。
 ※回収漏れを防ぐため、複数ある場
 合は品目別に番号を記入ください。

※住宅地図のコピーを添付されても結構です。

令和8年度河川・海岸愛護運動に係る傷害保険について

1 保険対象期間

令和8年4月5日より令和9年4月4日まで

2 保険の適用範囲（対象者）

- (1) 河川・海岸清掃作業に従事する者が対象となります。
- (2) 河川について特に制限はなく、小川・用水路・堤等での作業も適用となります。
- (3) 河川清掃とあわせて行われる河川管理道やのり面での作業も適用となります。
- (4) 原則として自治（町内）会、又は班単位での申し込みになりますが、ご近所の何件かの集まりや複数でのボランティア活動、又は水利組合等でも利用可能です。
- (5) この保険は河川・海岸清掃に係る傷害保険であるため、河川に関連しない他の活動には適用されません。

3 保険金額（1 被害者、1 清掃作業につき）

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 死亡、後遺症障害保険金額 | 100万円 |
| (2) 入院保険日額 | 1,500円 |
| (3) 通院保険日額 | 1,000円 |

※ただし、入院については事故の日から180日以内に限る。通院については、180日以内の通院に限り90日を限度とする。

4 傷害保険申込

- (1) 別紙「河川・海岸愛護運動に係る傷害保険申込書」を作業実施日の3日前までに、清掃事務所又は環境衛生課南部衛生担当、各地域交流センターに提出してください。
※中止や延期になった場合は速やかに連絡をお願いします。

5 作業実施報告

- (1) 『作業実施後14日以内』に、別紙「河川・海岸作業実施報告書」を清掃事務所又は各地域交流センターに提出してください。
- (2) 実施活動の写真添付は必要ありませんが、適宜、活動の写真撮影（1年間程度データ等の保存）にご協力ください。

6 事故発生時の処理

- (1) 事故等が発生したら、その概要を速やかに清掃事務所又は環境衛生課南部衛生担当、各地域交流センターに電話連絡（土・日・祝祭日はその翌日）してください。
- (2) 事故の状況が判明次第、別紙「清掃に伴う負傷について（事故報告）」を清掃事務所又は環境衛生課南部衛生担当、各地域交流センターに上記の事故報告書に受傷者の診療費領収書、明細書等のコピー（診断書は不要）及び事故発生場所と受傷者の自宅を明示した地図を提出してください。

7 注意事項

- (1) 清掃活動の各実施日につき、傷害保険の申し込みが必要となります。

別紙様式 1

河川・海岸愛護運動に係る傷害保険申込書

令和 年 月 日

団体所在市町名

団体名

代表者

連絡先

1 予定年月日
令和 年 月 日 () 時 分から
時 分まで

2 河川・海岸名

3 作業責任者

4 実施予定人数

人

5 作業内容 (該当にチェックしてください。)

- 汚物除去
- 草刈り
- 土砂運搬
- 地均し
- 薬剤散布
- その他

※ 1 送付状や計画書等の添付は必要ありませんので、この申込書だけお送りください。

2 事故発生の際等に作業場所の地図の送付をお願いする場合がありますので、その時はご協力ください。

河川・海岸作業実施報告書

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者 _____

連絡先 () _____

1 実施年月日

令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

2 河川・海岸名

(作業距離 m)

3 作業人数

_____ 人

4 作業内容 (該当にチェックしてください。)

- 汚物除去 草刈り 土砂運搬
 地均し 薬剤散布
 その他 ()

5 作業概要 (該当にチェックしてください。)

- ごみ、汚物の回収 草刈り 地均し
 焼却 運搬除去
 その他 ()

6 使用機械 (該当にチェックしてください。)

- 草刈機 _____ 台
 トラック _____ 台
 その他 () _____ 台

7 結果 (該当にチェックしてください。)

- 実施後不法投棄もなく良好である。
 しばらくの間は良かったが、その後若干不法投棄がある。
 不法投棄が多い。
 その他

8 問題点 (該当にチェックしてください。)

- 関係機関並びに他の団体の協力が得られない。
 業者又は工場等の協力を得ることが困難である。
 立札の設置等広報の徹底が不十分である。
 住民の本運動に対する盛り上がりがない。
 運動経費が不足である。
 環境を整備する必要がある。(ガードレール、防犯灯、花壇等)
 その他

9 その他、効果があった事例があれば記入してください。

別紙様式2

令和 年 月 日

公益社団法人山口県快適環境づくり連合会

会 長

様

団体・自治会名

作業責任者住所

作業責任者氏名

印

TEL :

清掃作業に伴う負傷について（事故報告）

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事故発生日時 令和 年 月 日 () 時 分ころ

2 事故発生場所

3 事故発生状況

4 受傷者氏名

年齢(年月日)

歳

(年 月 日生)

〒

住 所

TEL :

5 受傷 内容

6 受診病院名

〒

住 所

TEL :

7 その他（添付書類）

①受傷者の診療費領収書、明細書等のコピー（診断書は不要）

②事故発生場所と受傷者の自宅を明示した地図（ゼンリン地図等）

令和8年度山口地域春季清掃月間実施要領

1 実施目的

山口地域を対象に、期間を定めて居住地周辺における生活雑排水路等の清掃を行うことにより、環境美化意識を高め、衛生的かつ健康的な市民生活が送られる環境を整備することを目的とする。

2 実施期間

令和8年5月7日（木）～6月7日（日）

3 実施方法

各自治（町内）会が、下記の重点実施事項について、自主的に清掃活動等を実施した場合に、市において清掃活動等により出た土砂・草等の収集運搬業務を行う。

4 重点実施事項

- (1) 町内の清掃及び衛生害虫発生源の除去
- (2) 生活雑排水路、排水溝又は小川等の溝さらい
- (3) 空き地、池沼周辺、河川、海岸等や人の集まる場所の清掃

5 清掃活動等により出た土砂・草等の処理について

処理を希望する場合は、別紙の「町内会等清掃活動報告書」に記入し、提出してください。ファックスでも受け付けます。

○山口市北部地域【fax083-927-1710：清掃事務所】

【大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳】

○山口市南部地域【fax083-973-8194：環境衛生課南部衛生担当】

【陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山】

- (1) 地図の送付について、ファックスで読み取れないので写真のもの使用はしないでください。また、写りの薄いものは、道路等を濃い線でなぞってください。
- (2) **清掃を妨ぐため回収場所が複数ある場合は、曜日（○×△）ごとに、番号（1、2、3）を記載ください。**
- (3) **集積場所が決まっており、その量が分かる場合は、事前に報告書を提出されても構いません。（事前に報告書を提出され、中止や延期となったときは、必ず御連絡ください。）**
- (4) 袋等に入れるなどできるだけ収集が容易になるよう御協力ください。
- (5) 各町内での清掃が集中した場合、収集に**2週間程度要する**ことがありますので、風雨等により集積物が飛散・流出しないよう、袋等に入れるなどの御配慮をお願いします。
- (6) 草等の可燃物を袋等に入れる場合は、市の指定収集袋**以外の袋**に入れ集積場所には**出さない**でください。

ただし、可燃物が少量で地区清掃の報告書を提出せずに、市の燃えるごみの定期収集を利用し排出する場合は、**市の指定収集袋を使用し集積場所**に排出してください。

(7) 町内会等で、直接、施設に搬入される場合は、搬入手数料を減免することができますが、事前の申請が必要になります。 手続については清掃事務所にお問い合わせください。

6 注意事項（回収しないもの）

下記の状態^①で搬出され回収困難なもの及び回収対象物以外のものは、回収しておりませんので、清掃実施の際に御確認をお願いします。

- 2トンの塵芥収集車が進入できない場所に集積しているもの
- 車両の往来の多い道路脇等に集積しているもの
- 進入路と集積場所に高低差があり、積み込みが困難であるもの
- 草などの刈りっぱなしや溝の泥を上げたままの状態^②で、1か所に集められていないもの
- 可燃物(草等)、不燃物(土砂)、不燃物(土砂以外のもの)に分別されていないもの
- 草等に付いた泥が払い落とされていないもの
- 枝葉・伐採木等について、直径5cm以下、長さ50cm以内になっていないもの
- 大きな石(ソフトボール大以上)
- 塗料、廃油、農業用ビニール及び農薬などの処理困難物
- 庭の選定木や家庭ごみなど町内の清掃で発生したもの以外のもの
- 山口市の処理施設に搬入できないもの

7 その他

(1) ^{溝蓋}溝蓋上げ機の貸し出しをしますので、必要な場合は、事前にお申し込みください。

原則として1作業地区2台までとします。 (受付：清掃事務所TEL083-927-1770)

(2) 清掃活動中の事故のときのために、傷害保険が利用(無料)できますので、別紙「山口市社会貢献活動補償制度について」、「令和8年度河川・海岸愛護運動に係る傷害保険について」を御覧ください。

(3) 春季清掃月間の期間とは別に、自治(町内)会で清掃等を実施される場合も、市で収集運搬を行いますので、報告書を提出してください。また、その際においても、山口市社会貢献活動補償制度、河川・海岸愛護運動の傷害保険は利用することができます。

(4) 清掃を実施するに当たり、ホタル又はアユ等の生物の生態系の保全には、十分な御配慮をお願いします。

山口市社会貢献活動保険をご活用ください！

市では市民の皆さんの社会貢献活動中の怪我や不慮の事故に対して、補償するための保険に加入しています。

活動や事故の内容が保険の要件を満たしていれば、保険金が支払われます。

1 保険料・登録

- ・保険料は全額市が負担します。
- ・事前の加入申し込みや登録の手続きは必要ありません。

2 対象となる活動

次の要件をすべて満たした活動が対象です。

- ① 市内に活動の拠点を置き、規約や団体名簿を備えた5人以上の市民により組織された団体が、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う公益性のある活動
- ② 年間を通じて行われる計画的な活動
- ③ 無報酬で参加する活動(交通費等実費程度は無報酬とみなします。)

3 対象とならない活動

以下は代表的なものです。

- ① 学校の管理のもとに行われる活動
- ② 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- ③ 趣味を目的とする活動など自己のために行う活動
- ④ 公民館総合補償制度の対象となる活動
- ⑤ その他(※各人の注意で防げるもの等)
 - ・故意によるもの
 - ・自然災害によるもの
 - ・他覚症状のないむちうち症又は腰痛
 - ・脳疾患、疾病、心神喪失、疲労骨折によるもの
 - ・高所での作業
 - ・重大な過失、法令違反によるもの
 - ・自動車、バイク等による賠償事故
 - ・食中毒

★活動内容によっては、対象とならない場合がありますので、下記担当までお尋ねください。

4 保険の種類・内容

(1)賠償責任保険

指導者等の過失により、他人の身体や財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められた場合が対象

※免責額(自己負担額)は1事故につき 5,000 円

区分	賠償の内容	保険金限度額
対人	他人の身体への損害	1人につき6,000万円まで、 1事故につき3億円まで
対物	他人の財物への損害	1事故につき500万円まで
保管物	他人からの保管物への損害	1事故につき300万円まで

例)清掃活動に草刈り機を使用し、小石をはねて駐車中の車に傷がついた

(2)傷害保険

社会貢献活動中に発生した不慮の事故により指導者や活動に参加した人が死亡又は負傷した場合が対象

区分	傷害の内容	保険金額
死亡	事故日から180日以内に死亡した時	1人500万円
後遺障害	事故日から180日以内に後遺障害が生じた時	障害の程度により 1人15万円~500万円
入院・通院	入院又は通院により医師による治療を受けた時 ※入院は事故日から180日、通院は事故日から180日以内で90日が限度	1人1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円

例)防災訓練の炊き出しをする際、誤って包丁で手を切った

5 事故が起きたら…

★用意いただくもの

- ① 傷害/賠償事故発生報告書
- ② 団体名簿(事故にあわれた方の名前があるもの)・活動のわかるチラシ
- ③ 賠償責任保険に係るものについては、状況の確認できるもの(現場写真等)

※全てのボランティア活動が保険の対象となるわけではないため、各団体で活動される際は、他の保険もご検討ください。(二重にお支払いできない場合がありますのでご相談ください)

★お問い合わせ先

- ・お住まいの地域の地域交流センター
- ・山口市地域生活部協働推進課

TEL 083-934-2966 FAX 083-934-2702 E-mai kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp

〒753-8650 山口市山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎(山口総合支所)2階